

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十月十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 香芝市磯壁の一部

三 測量の期間 令和六年九月二十六日から令和七年一月三十一日まで